

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和4年度第1回津市いじめ調査委員会
2. 開催日時	令和4年12月22日（木） 午後7時から午後7時30分まで
3. 開催場所	津リージョンプラザ 3階第7会議室
4. 出席した者の氏名	（津市いじめ調査会委員） 稲垣博美、小池敦、田邊正明、中須賀友亮、廣瀬恵子、村田昌彦 （事務局） こども政策担当理事 下里秀紀 こども政策担当参事 別府敏 こども支援課長 垣野哲也 こども支援課調整・こども支援担当主幹 山下貴史 こども支援課主査 服部彩夏
5. 内容	（1）委員長及び副委員長の選任について （2）津市いじめ調査委員会の運営について
6. 公開又は非公開	公開
7. 傍聴者の数	なし
8. 担当	健康福祉部こども支援課 こども支援担当 電話番号 059-229-3284 E-mail 229-3284@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

事務局	委員の皆様お揃いになりましたので、始めさせていただきたいと思います。本日はいじめ調査委員会を開催させていただきましたところ、ご多忙な年末の時期ということにも関わらず、全員の委員の皆様にご出席をいただきましてありがとうございます。 私、津市健康福祉部こども支援課長の垣野と申します。委員長が決まるまでの間、進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。 それでは会議を進めさせていただきますが、本会議は津市情報公開条例第23条の規定に基づき公開とし、議事録は津市ホームページで公開させていただきますのでご了承をお願いいたします。 また、本日の会議、津市いじめ調査委員会条例第6条により、委員の半数以上に出席いただいていますので、会議が成立していることを報告させていただきます。それでは最初にこども政策担当理事より御挨拶を申し上げます。
下里 こども政策担当理事	皆様、改めましてこんばんは。こども政策担当理事の下里でございます。皆様方におかれましては、いじめ調査委員会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。 また、本日はご多忙の時期にもかかわらず、全員の方にご出席いただき、本当にありがたいと思っております。 さて、平成25年6月にいじめ対策推進法の成立を受けまして、津市では「津市いじめ防止基本方針」というのを教育委員会におきまして策定をいたしました。その方針ではいじめは人として決して許されない行為とし、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めるよう、学校の内外を問わずいじめをなくすということを目標に各学校のいじめ防止の取り組みであったり、津市としてのいじめ防止対策や重大事態への対処等を定めております。 津市においてはいじめ防止対策推進法の規定によりまして、「津市いじめ問題対策連絡協議会」を設置しております。これは学校や教育委員会、県の児童

相談所や法務局、警察、保護者の代表の方々に入っていただきまして関係機関の横の連携を図る、という趣旨のものでございます。

また、学校におけるいじめ防止の取り組みとしまして、各学校に「学校いじめ対策組織」が設置されいじめの相談窓口という役割を担いまして、調査や児童生徒への指導を行っております。

さらに教育委員会所管の「いじめ対策会議」というのもございまして、学校において特に重大事態がおこった場合に調査等やいじめ防止の審議を行います。

本日開催させていただいておりますいじめ調査委員会につきましても、いじめ防止対策推進法の規定により設置されておりますが、市長が重大事態について報告をうけ、いじめ対策会議の調査結果を再調査する必要があると判断した場合に市長からの諮問により開かれる会議でございます。いじめ防止対策はこのように教育委員会だけにとどまらず、第三者機関としまして、市長部局も関わりながら体系的に取り組むということになっております。

委員の皆様方におかれましても各分野での専門のお立場からご意見をいただき、いじめ防止対策の取り組みにお力添えをいただきますようよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。それでは自己紹介等に入る前に資料の確認をさせていただきます。まずは資料1がいじめ調査委員会の名簿になります。資料2がいじめ調査委員会の条例、資料3以下資料3-1、3-2、3-3 いじめ調査委員会の運営要領等です。また、参考資料としまして、いじめ防止対策推進法となります。

それでは2の「委員自己紹介」をお願いしたいと思います。資料1の名簿順にお名前、役職などをお願いします。稲垣委員からよろしくお願いいたします。

稲垣委員

津地区人権擁護委員協議会の稲垣と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

小池委員

三重県臨床心理士会から参りました小池と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私だけ新任のようですのでよろしくお願いいたします。

田邊委員

三重大学の教職大学院の田邊でございます。主に生徒指導と学校経営の担当をしております。よろしくお願いいたします。

中須賀委員

三重弁護士会に所属しております弁護士の中須賀と申します。よろしくお願いいたします。

廣瀬委員

三重県社会福祉士会の廣瀬と申します。今、津市内の小中学校で相談支援の仕事をさせてもらっています。よろしくお願いいたします。

村田委員

国立病院機構榊原病院で精神科医をやっています、村田と申します。よろしくお願いいたします。

事務局

皆様、どうもありがとうございました。続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

いじめ調査委員会を担当する事務職員でございます。

【事務局職員 自己紹介】

続きまして、4の「議事」の方に入らせていただきます。

「(1) 委員長及び副委員長の選任について」でございます。

委員長、副委員長につきましては、津市いじめ調査委員会条例第5条第1項の規定により委員の互選により定めとなっております。選任についてはいかがいたしましょうか。ご意見があればよろしくお願いします。

「事務局一任で」

事務局の方へ一任との形ですけど、ご意見が他にないようですのでそのようにさせていただきます。

それでは、事務局といたしまして、委員長に中須賀 友亮委員にお願いしたいと思います。副委員長に村田 昌彦委員にお願いしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

「異議ありません」

ありがとうございます。異議なしという形で進めさせていただきたいと思います。

中須賀 友亮委員の委員長のご就任、村田 昌彦委員の副委員長ご就任を決定させていただきたいと思います。

恐れ入りますが、委員長、副委員長、お席へご移動をお願いできますでしょうか。

(席の移動)

それでは委員長と副委員長より一言、御挨拶をいただきたいのでよろしくお願いします。

中須賀委員長
(以下「委員長」)

はい。

委員長に選任していただきありがとうございます。

いじめ防止対策推進法が施行されまして、それから三重県内でもたくさんの委員会が設置され、調査がなされていると思いますが、いじめに関する調査というのは、当事者だけではなくクラスメイトとか、ご家族の方とかいろんな思いがある中での調査となるので、非常に複雑といいますか、大変なものとなると思います。

本委員会は様々な専門分野の方々が集まっていだいている委員会ですので、是非多様な視点からご意見をいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございます。

続きまして、副委員長、よろしくお願いします。

村田副委員長

副委員長に選任いただきました、村田でございます。よろしくお願いします。

私はここ数年の間に1件だけ関わることがございました。私が担当したのは2回目の調査委員だったんですけども、初動が大事であると思いますし、フェアにいろんな方のご意見をうかがって考察を進めていくことが大事なのかなというふうに思いました。

ないことが一番だと思いますが、皆様、よろしくお願いします。

事務局	ありがとうございます。 それでは津市いじめ調査委員会条例第 6 条第 1 項の規定により中須賀委員長に議長をお願いしたいと思います。
委員長	はい、それではただいまより議長を務めさせていただきます。議事進行につきましては皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。 それでは事項書の 4 の「議事」のうち、「(2) いじめ調査委員会の概要について」でございますが、お手元の資料 2 について事務局から説明をお願いいたします。
事務局	それではお手元にお配りしました資料 2（津市いじめ調査委員会条例）に基づきましてご説明申し上げます。お手元の参考資料と一緒にご覧ください。 津市いじめ調査委員会は津市が定めた「津市いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめの防止等の対策に係る体系の一つとして重大事態が発生したときに、重大事態というのは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」場合及び「相当の期間学校を欠席することを余儀なくさせている疑いがある」場合、といじめ防止対策推進法第 28 条で規定しているのですが、重大事態を学校が教育委員会を通じて市長に報告することになっていまして、報告を受けた市長が、この重大事態に対処したり、これと同じような事態が発生するのを防ぐため必要と認めるときに、学校や教育委員会が行った調査結果について再調査を行うため、いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項の附属機関として設置されました。 「所掌事務」といたしましては、先ほどご説明しました再調査でして、委員会は市長の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の規定による調査、重大事態発生時のいじめ対策会議の調査ですが、この結果について調査します。 「組織」としまして、委員会は委員 10 人以内で組織します。また、委員は、関係機関の職員、学識経験者である方などのうちから市長が委嘱し、又は、任命するとしております。 「委員の任期、委員長及び副委員長等」としまして、委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は、前任の方の残任期間とします。 また、委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定めます。委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となっていただきます。 「委員の聴取等」としまして、委員会はあると認めるときは、関係者の出席を求め、意見・説明を聞き、資料の提出を求めることができます。 「庶務」としまして、委員会の庶務は健康福祉部こども支援課が担当いたします。 以上でございます。
委員長	ありがとうございました。ご質問等はございませんでしょうか。 (なし) よろしいでしょうか。 それでは、事項書 4 の「議事」のうち、「(3) いじめ調査委員会の運営について」でございますが、お手元の資料 3-1、3-2、3-3 につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

まず、はじめに、資料３－１をご覧ください。

「津市いじめ調査委員会運営要領」でございます。

「第１ 趣旨」としましては、「当委員会の運営に関し、必要な事項を定めるもの」としております。

「第２ 会議の招集」としまして、会議の招集は少なくとも１週間前までに文書により委員に通知するものとしております。

「第３ 会議の公開」としまして、当委員会は津市情報公開条例第２３条の規定により原則公開となるものの、公開しない場合のルールを定めております。

（１）については、いわゆる、不開示情報が含まれる場合

（２）については、議事運営に著しい支障が生じる場合
でございます。

「第４ 委員の聴取等」としまして、条例第７条に規定する関係者等の出席については、当委員会でお決めいただく等を定めております。

「第５ 会議録」としまして、当委員会の会議録に掲げる事項を（１）から（５）までとすること。第３で非公開としたもの以外は原則、公開すること等を定めております。

「第６ 委任」としましては、この要領に定めるもののほか、必要な事項は当委員会でお決めいただくこととしております。

続きまして、資料３－２をご覧ください。

「津市いじめ調査委員会傍聴要領」でございます。

「１ 傍聴する場合の手続き」としまして、先着順での受付等について定めています。

「２ 会場の秩序維持」につきまして、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従うこと、次の「３ 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項」に違反し、注意に従わない場合には退場していただく場合があることを定めています。

「３ 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項」としましては、傍聴者が守るべき事項を定めています。

「４ 会議の非公開」としましては、あらかじめ非公開を決定した会議は、傍聴できないこと、会議の途中で非公開の決定があったときは、傍聴者は速やかに退出いただくことを定めております。

続きまして、資料３－３をご覧ください。

運営要領にあります、会議の公開について、ご審議をいただきたいことがございます。

いじめ調査委員会の任務は重大事態が発生した場合に、いじめ防止対策推進法第２８条第１項の規定に基づく「いじめ対策会議」による調査結果を受けて再調査を行うことです。

調査結果につきましては、特定の児童・生徒の個人情報が含まれており、津市情報公開条例第７条第１項第２号の「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され得るもの」に該当する「不開示情報」に当たります。

次回以降、重大事態が発生し、会議が開催された場合、「不開示情報」が含まれる事項について審議することとなりますし、会議を公開することにより、その公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じるとも認められますので、津市情報公開条例第２３条ただし書きの規定に基づき非公開とすることが適当であると考えます。

つきましては、同じく、津市情報公開条例第２３条ただし書きの規定により会議の非公開は当該会議において決定することとなっておりますので、次回以降の現委員の任期中の会議を全て、原則非公開としたいと考え、この場で決定いただきたく、合わせてご審議のほどお願い申し上げます。

委員長

ただいま、事務局からいじめ調査委員会の運営についての説明と、また、非公開についての提案をいただきましたが、ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

特にないということよろしいでしょうか。

それでは次回以降の当委員会の開催につきまして、任期中の会議のすべてを原則非公開として実施することに異議はありませんか。

「異議ありません」

異議なしということでございますので、次回の会議から原則非公開として実施することといたします。

最後に事項書の「5 その他」について、事務局から何かございますでしょうか。

事務局

その他の箇所に研修会のことを記載させていただいていますが、その前に、お伝えさせていただきたいことがございます。現時点で、津市の各学校等では、幸い、重大事態が生じておりませんので、次回の当委員会開催につきましては現在のところ予定しておりません。

不幸な「いじめ」問題を芽の段階で摘み取るという津市の取組からしますと、今後当委員会の開催はないことが望まれるわけでございますが、万が一、お願いすることとなりました場合は、ご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、この後研修会として、津市立小中学校におけるいじめの状況につきまして、教育委員会事務局からご説明する場を設けております。お疲れのところ恐れ入りますが、引き続き、ご参加いただきたいと存じます。

私どもからは、以上でございます。ありがとうございました。

委員長

ありがとうございました。

では、これにて「いじめ調査委員会」を閉会して進行を事務局にお返しします。